

新型コロナウイルス感染症影響下での『農林業』を支援します。

南関町では、新型コロナウイルス感染症影響下での農林業の振興を図るため国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し各種補助事業に取り組んでいます。

※令和4年度限りの事業もあります。

事業名	補助対象者	制度の目的等	概要	補助額・割合
新規就農者育成対策事業	新規就農する農業者及び農業法人の後継者	農業者の実践力旺盛な後継者の育成支援を行うことで、町の基幹産業である農業の従事者確保を図る	○南関町に住民基本台帳法の規定により登録している者で、現に居住している者又は南関町に事業所を有し後継者が南関町に住民基本台帳法の規定により登録している者で、現に居住している農業法人 ○人・農地プランにより位置づけられた中心経営体、人・農地プランにより位置づけられることが確実と町が認められた人 ○就農から5年を経過していない人 ○年齢が満50歳未満の人 ○南関町農業次世代人材投資事業に基づく資金の交付を受けていない者又は、その他国若しくは県の類似する補助金等を受けていない者	200千円/人
水田の暗きょ排水事業費補助事業	農業者、農業者等が組織する団体等	水田農業構造改革対策の推進を図る	水田の暗きょ排水事業に要する経費に対する補助 ・農業者、農業団体、共同で行う水田の暗きょ排水工事を実施する者 ・農振地外も適用(令和4年度限り)	・工事費の5/10(上限7万円) ・1,500円/m(100m限度)
農林業者免許取得支援事業	町内在住の認定農業者、新規就農者及び中心経営体	農林業者等へ機械の大型化、作業の安全確保を図り、経営持続化を支援	大型特殊免許、けん引免許、刈払機講習会、チェーンソー講習会、その他町長が認める農林業に必要な免許及び講習会に係る経費	上限50,000円/人
水稲防除等事業	町内在住で令和4年度水田農業基本台帳に記載されている生産組織(団体、法人等)及び個人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上低減などの影響下で、トビロウカ等の防除対策等に取り組む町内の令和4年産水稲作付農業者に対し、経営持続を支援	防除用薬剤及び肥料購入費用に対する補助 ・申請時に防除薬剤及び肥料の購入が分かるもの(領収書、引落証明等) 令和4年度限り	水稲作付面積の10a当たり5,000円を上限に薬剤等費用の1/2以内
狩猟免許取得費補助	町内在住者で、猟友会に入会し活動を誓約できる人	従事者の労務負担軽減につなげるため、新たな捕獲従事者を育成し農作物被害軽減を図る	網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許取得等に係る経費 (1) 狩猟免許初心者講習料 (2) 狩猟免許申請手数料 (3) 医師の診断書料 (4) 受験用写真及び切手代 (5) 狩猟者登録料	補助対象経費の2分の1以内(上限20千円)
竹材利用継続支援事業	町内山林(竹林)所有者	新型コロナウイルス感染症拡大により、市場及び直売所での価格低落等で影響を受けた農林業者へ支援	・粉碎機等のリース1/2補助 ・竹の買取価格の上乗せ	・粉碎機等のリース代補助2分の1以内、上限10,000円(3回/年まで) ・竹1kg当たりの上乗せ金額4円

[国庫補助金事業]有害鳥獣電気防護柵の申請も受付けています。

鳥獣国庫被害防止総合対策交付金	南関町で耕作している町内・町外者	地域全体で被害防止対策に取り組み、鳥獣による農林産業等に係る被害の軽減に資する	電気柵、WM柵 ・受益者3戸以上 ・申請地は隣接した農地であること	補助金(資材費) ・電気柵 1段当たり148円/m ・WM柵 1枚当たり1,290円/2m
-----------------	------------------	---	---	---

※概要を掲載していますので、詳細はお尋ねください。

☎ 南関町役場経済課 ☎ 57-8504

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様に支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**85%(国支援分70%及び県支援分15%)**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\text{統計データを基に決定}} \times 0.9 \right) \times 0.85$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
(本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。)
- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(15項目の取組メニューから選択して申告していただきます。)

農業者の皆様に記入いただくもの

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。
・2つ以上に○が付けばOKです。
・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

15項目の取組メニューから選びます

秋用肥料	春用肥料	年間
注:該当するものに○を付けること		
作物名	作付面積(ha)	
○	○	
○	○	
○	○	
その他		
計		
氏名(法人・組織名)		
住所		
電話番号		
1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。		
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。		
取組メニュー	令和4年度又は令和5年度の取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計	○	◎

申請方法

農業者グループで申請してください。

(5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。)

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

- 令和4年9月 事業説明会 県・地域段階の組織(申請窓口)の体制づくり
- 令和4年10月頃～ 農業者グループからの申請(秋肥分)
- 令和4年12月頃～ 農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)
- 令和5年2月頃～ 農業者グループからの申請(春肥分)
- 令和5年3月頃～ 農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

■問い合わせ先 玉名農業協同組合 企画営農室 TEL 0968-72-5563
南関町役場 経済課 農政係 TEL 0968-57-8504
玉名地域振興局 農業普及・振興課 TEL 0968-74-2136
または肥料を購入された販売店におたずねください。